

4 障がい者住宅改造助成事業について

障がい者住宅改造助成事業の事務処理にあたっての留意事項

1 助成対象となる目安について

○1 ページ

- ・「1 助成対象者」

65歳以上の対象者については本助成事業の対象外となります。

- ・「2 県の補助額」

県の補助対象経費は上限90万円です。ただし、介護保険制度又は日常生活用具給付事業の住宅改修給付の対象となる場合は、助成対象経費から住宅改修費給付分を除いた額となります。

○2 ページ

- ・「4 助成対象工事の範囲（助成対象となる工事かどうかの判断めやす）」

必ず御確認いただき、よく検討してください。

住宅の一部とはいえない（例：固定式でない式台の設置、車椅子昇降機の設置等）

工事や、床面積増加や間取りの変更を伴う工事は対象とはなりません。

ただし、改造にあたり当該工事なしでは対応できないやむを得ない場合は助成対象とすることもできますので、5ページ「質問票」で事前に県へ御相談ください。

○3 ページ

- ・「5 介護保険制度又は日常生活用具給付事業の住宅改修給付事業の優先適用」

まずは工事内容が優先適用できるものか検討してください。

- ・「7 県への問い合わせ等について」

本事業は実施主体である市町村に対して、県が助成を行うものですので、市町村が助成対象であると判断された根拠を添えて、原則、5ページ「質問票」をFAX又はメールにより県へお問い合わせください。

2 県補助金について

- ・ 県の補助額は、原則、予算の範囲内となりますので、県の予算を超えた場合、満額補助とならない場合があります。
- ・ 実績報告書をもとに内示しますので、計上漏れがないようにしてください。

3 令和7年度スケジュールについて

- 翌月15日まで各市町村実績報告書提出（15日が土、日、祝日の場合は直前の営業日）

※毎月15日までに報告書の提出がない市町村は実績がないものとみなします。

- 1月中旬 関係市町村へ補助額内示

- 1月中旬 各市町村へ当該事業に係る交付申請書の提出を依頼（提出期限2月中旬）

※ 交付申請書の提出にあたっては、原則助成対象者が市町村に助成申請書を提出した者のみ対象とする。

- 2月中旬 関係市町村へ交付決定通知

※ 交付決定後、事業内容に変更があった場合は、県担当者に事前連絡し、場合によっては、実績報告書の提出までに変更申請書を提出。

- 2月中旬 関係市町村へ実績報告書提出依頼（提出期限 3月中旬）

- 3月中旬 関係市町村へ額確定通知

- 4月～ 関係市町村へ補助金支払い

※上記は、現時点での見込みであるため、前後することがあります。

障がい者住宅改造助成事業

R7(2025).5.30 障がい者支援課社会参加班

1 助成対象者

この事業の助成対象者は、次の各号のすべてに該当する者とする。

- ① 次に掲げるいずれかに該当する者又はこれらと同居し、若しくは同居しようとする者
 - ・事業実施年度の4月1日現在で65歳未満の者で身体障害者手帳1級又は2級を所持する者（児を含む）
 - ・事業実施年度の4月1日現在で65歳未満の者で療育手帳「A1」又は「A2」を所持する者（児を含む）
- ② 当該世帯の生計中心者の前年所得税課税年額が、7万円以下の世帯に属する者
- ③ 原則として、以前にこの事業による助成を受けたことがない者
ただし、身体状況の著しい変化等により、市町村長が真に再度の住宅改造が必要であると認めた場合は、この限りではない。

2 県の補助額について

市町村が行う助成一件ごとに補助対象経費と基準額とを比較し、いずれか少ない額に2分の1を乗じて得た額を合算した額（千円未満切り捨て）。

■補助対象経費：上限90万円。ただし、介護保険制度又は日常生活用具給付等事業の住宅改修給付の対象となる場合は、助成対象経費から住宅改修費給付分を除いた額。

■基準額：補助対象経費に次に掲げる助成率を乗じて得た額。

- ア 生活保護世帯 助成率：3/3
- イ 市町村民税非課税世帯 助成率：3/3
- ウ その他の世帯（前年所得税課税年額が7万円以下の世帯）助成率：2/3

■負担割合

- ア 生活保護世帯、市町村民税非課税世帯
県1/2、市町村1/2
- イ その他の世帯（前年所得税課税年額が7万円以下の世帯）
県1/3、市町村1/3、本人負担1/3

【留意事項】

県の補助額は、原則、県の予算の範囲内となります。見込額の調査を行いますが、県の予算額を超えた場合、満額補助とならない場合がありますので、御留意ください。

3 年間スケジュール（予定）

- 毎月 15 日まで 各市町村実績報告書提出（15 日が土、日、祝日の場合は直前の営業日）
 - 1 月中旬 各市町村へ当該事業に係る交付申請書の提出を依頼（提出期限 2 月中旬）
 - ※ 交付申請書の提出にあたっては、原則助成対象者が市町村に助成申請書を提出した者のみ対象とする。
 - 2 月中旬 関係市町村へ交付決定通知
 - ※ 交付決定後、事業内容に変更があった場合は、県担当者に事前連絡し、場合によっては、実績報告書の提出までに変更申請書を提出。
 - 2 月中旬 関係市町村へ実績報告書提出依頼（提出期限 3 月中旬）
 - 3 月中旬 関係市町村へ額確定通知
 - 4 月～ 関係市町村へ補助金支払い
- ※上記は、現時点での見込みであるため、前後することがあります。

4 助成対象工事の範囲

玄関、廊下、階段、居室、浴室、便所、洗面所、台所等、重度身体障がい者（児）及び知的障がい者（児）が利用する部分であり、当該障がい者向けに改造する工事。

※ 新築、増築及び改築は原則として対象外。

（注）当該改造にあたり、増改築を伴う場合は、改造に伴いやむを得ないと認められる範囲内で当該工事に要する経費を助成対象とすることができる。

ただし、事前に県に相談すること。

→（例）浴室・便所等を身体状況に合わせて改造する場合、狭小なために増改築なしでは対応できない場合など。

（注）【増築】：建築物の延べ面積を増加させる工事。

（注）【改築】：建築物の構造耐力上必要な部分（建築物の倒壊防止等を目的とする構造上主要な部分。筋かいの入った壁、柱等をいう）の一部を除去し、間取りの変更を行う工事。

【助成対象となる工事かどうかの判断の目安について】

以下をすべて満たしているかどうかよく検討すること。

- ① 「住宅」の改造を伴う工事であること。
 - 持ち運び（取り外し）可能なものの単なる設置は住宅の一部になっておらず、住宅改造とは認められない。（例：固定式でない式台の設置）
- ② 改造工事の目的が、障がい者等の自立促進、寝たきり防止及び介護者の負担軽減を図るものであること。
 - 単に老朽化を理由とした取替工事は対象とはならない。（例：古くなった引き戸の交換）

③ 改造工事が新築、増改築ではないこと。

→ 建築物の床面積の増加を伴うもの、間取りの変更を伴うものについては、増改築にあたり、建物の資産価値を増加させることとなるので、対象とはならない。(例：居間の拡張工事)

→ ただし、増改築なしでは対応できないようなやむを得ない場合は対象とすることもできる。(県に事前に相談すること)

→ 既存の設備とは別に新たに設備を設ける工事は、増改築ではないが、建物の資産価値の増加につながるため、対象としない。

(例：トイレを新たに新設する工事)

(注) 改造工事にあたっては、より少ない経費でなしうる方法が他にないかどうか十分検討すること。

(注) 改造工事に直接関係のない工事については(浴室改造工事の際のボイラー設置等)、対象経費から除くこと。付帯工事として認められるのは、その工事をしないと改造工事ができないもの、改造工事が意味をなさないものとする。

5 介護保険制度又は日常生活用具給付等事業の住宅改修費給付事業の優先適用について

手すりの取り付け、段差の解消、滑り防止及び移動の円滑化等のための床材の変更、引き戸への扉の取替え、洋式便器等への便器の取替えについては、住宅改修事業を優先的に活用すること。

※ 住宅改修事業と住宅改造事業を併せて適用する場合は、それぞれ見積額、請求額を別にとること

6 工事の施工期間について

工事は、原則当該事業に係る交付申請した年度の3月上旬までに終了すること。それ以後の場合は、原則次年度の事業とすること。

(注) 県の補助対象は、工事終了及び補助金支払いまで完了した事業のみ。

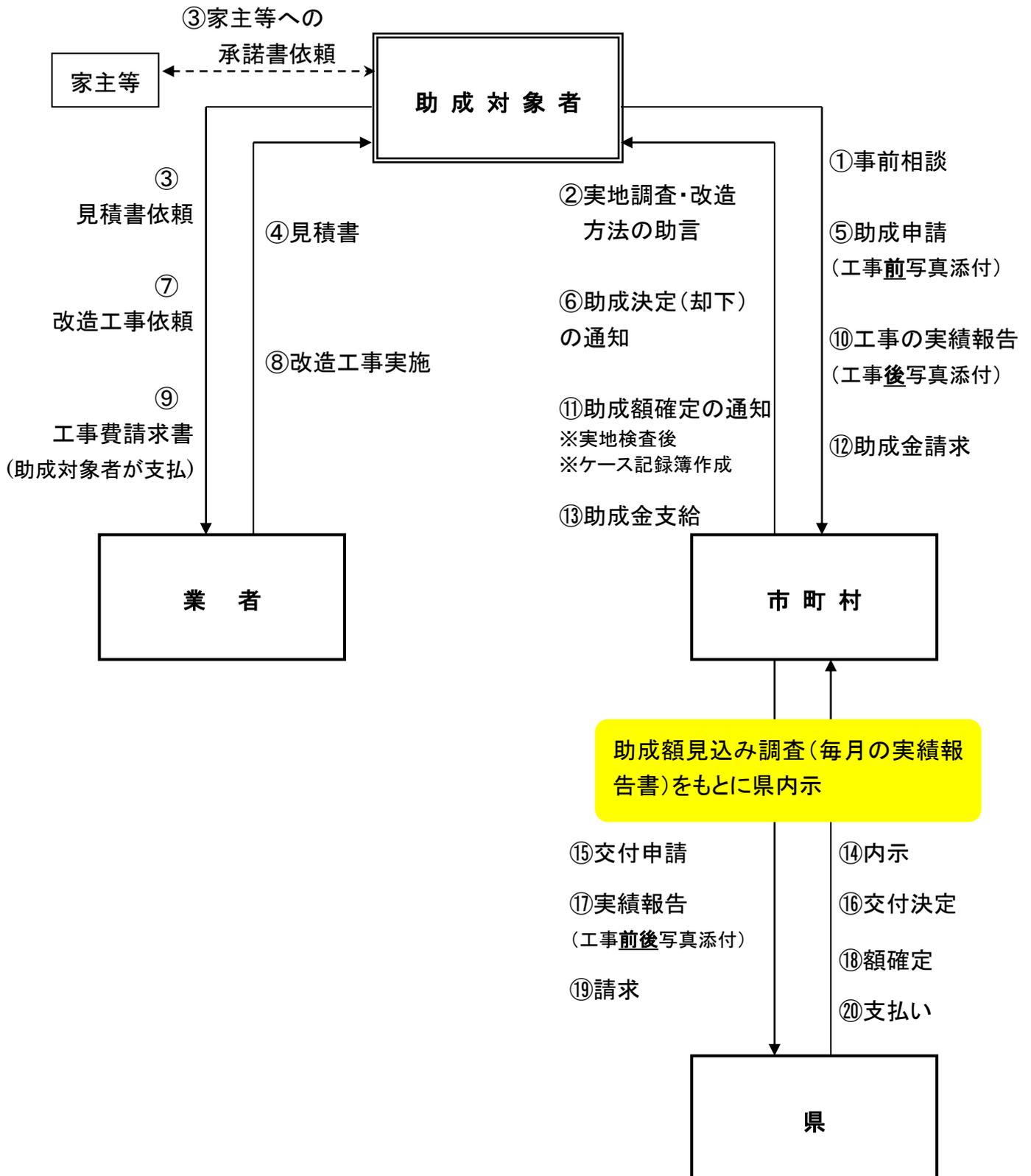
7 県への問い合わせ等について

住宅改造助成事業に関する質問は原則、別添「質問票」をメール又はFAXで送ること。

市町村条例や関係法律及び市町村研修会研修資料等を確認の上、記入した「質問事項」に対して、市町村担当課として「この部分が住宅改造事業として対象になるのではないか」という回答案もしくは考えをその理由(根拠)とともに必ず記入すること。

(参考)

住宅改造助成事業フローチャート



質 問 票

住宅改造助成事業に関する質問は原則この「質問票」でお願いします。(相談日 年 月 日)

送付先：熊本県健康福祉部 障がい者支援課 社会参加班 行 メールアドレス： sano-a@pref.kumamoto.lg.jp FAX番号：096-383-1739	
案件	
質問事項	<p>【記入にあたって】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住宅改造を受けたことがない等、対象者かどうか ・工事前後でどの部分をどうするのか図面を使用して明示 ・住宅改修/用具貸与又は用具購入/住宅改造の別を明示 ・当事者及びその介護状況の変化等その工事を必要とする理由
市町村としての回答案及び根拠	<p>※市町村条例や関係法律及び市町村研修会研修資料等を御確認の上、記入した「質問事項」に対して、市町村担当課として「この部分が住宅改造事業として対象になるのではないか」という回答案もしくは考えをその理由（根拠）とともに必ず記入してください。</p>
質問者	市町村名・担当課
	質問者（職・氏名）
	TEL番号
	FAX番号

* FAX送付票は不要です。
記入欄が不足する場合は別紙を添付してください。

送付枚数本紙とも： 枚

高齢者・障がい者住宅改造助成事業 Q & A

目 次

1 助成対象者

- 1 対象者の範囲について
- 2 申請回数について

2 助成対象経費

- 3 新築住宅の改造について
- 4 増築・改築等の範囲について
- 5 公営住宅等借家の住宅改造について
- 6 対象工事について（共通事項）
- 7 玄関以外のスロープについて
- 8 玄関以外のスロープの屋根について
- 9 玄関の段差解消に伴う床の解体費について
- 10 段差解消機等の設置について
- 11 上がり框（かまち）の段差緩和工事について
- 12 土間を居間にする場合は段差の解消となるか
- 13 手すりの取り替え工事について
- 14 既存のトイレとは別の場所にトイレを設置する場合について
- 15 既設洋式便器への洗浄機能の取り付け工事について
- 16 洋式便器の改造について
- 17 洋式便器の向きを変える場合について
- 18 トイレの改造に伴う付帯工事について
- 19 ガスボイラー等の湯沸器について
- 20 天井走行リフトの取り付け工事について
- 21 引き戸の取り替え工事について
- 22 扉工事について
- 23 廊下に設置されている洗面台の移動に係る経費について
- 24 住宅改造工事が終了する前に、対象者が死亡した場合の取扱いについて
- 25 ユニットバスの経費について

3 申請手続等

- 26 改造完成後の申請について
- 27 入院（入所）中の住宅改造について

1 助成対象者

【1 対象者の範囲について】

Q 65歳以上の重度障がい者の場合は、高齢者として申請するのか。

A 65歳以上であれば、高齢者で申請する。高齢者の場合は、原則として介護保険法の要介護認定を受けたものであるが、未認定のもので、市町村が申請者の障害の状態等を判定し、要介護認定を受けたものと同程度と認める場合は助成対象とすることができる。なお、判定にあたっては、要介護認定の一次判定の調査方法を利用するなど、できるだけ客観的な判断材料をもって判定すること。

Q 内部障がいの1級であるが、移動するのに障がいがある。対象者と認められるか。

A 1級、2級の手帳所持者であり、身体状況により住宅改造が必要と市町村が認めた場合は対象となる。

【2 申請回数について】

Q 申請回数は1世帯1回のみか。

A 原則として1回。ただし、身体程度に伴う身体状況の変化等により、さらに改造が必要となった場合、市町村長が真に再度の住宅改造が必要であるとの判断により、再度申請を受けることができる。ただし、県に事前に相談すること。

2 助成対象経費

【3 新築住宅の改造について】

Q 住宅の新築にも適用できるか。

A 新築には適用できない。

【4 増築・改築等の範囲について】

A 増築、改築は建物の資産価値を増加させるため、原則住宅改造の対象としない。

ただし、浴室・便所等を身体状況に合わせて改造する場合、狭小で増築又は改築なしでは、対応できないやむ得ない場合は、対象とすることができるとし、事前に県に相談すること。

なお、単に老朽化を理由とした取換工事は対象外。

※増改築なしで対応できないやむ得ない場合の対象としては、配置場所が特定される浴室、便所を想定（事前に県に相談すること）。

【5 公営住宅等借家の住宅改造について】

Q 公営住宅等借家に入居している者が改造する場合も対象になるか。また、退居する際の修復も対象か。

A 公営住宅には障がい者向けの住宅もあるので、公営住宅の改造はすべて対象外。

なお、借家・借間等を改造する場合は、所有権者の承諾を得た場合、その専用部分のみ対象とする。ただし、原状回復についての改造は、障がい者の自立促進等のための改造ではないので、対象外。

【6対象工事について（共通事項）】

Q 持ち運び可能なスロープは、助成対象となるか。

また、車椅子の移動に伴い、従来のドアより幅が広い引き戸の取り換えに伴い、配線工事及び壁紙の張り替えの工事が必要だが、対象となるか。

A 持ち運び可能なものについては、入浴用椅子、スロープを含め、住宅改造の対象外。配線工事及び壁紙の張り替えの工事は、引き戸の取り換えに伴い、直接かかわるものであり、かつ必要な最低限の部分のみ対象とする。

【7玄関以外のスロープについて】

Q 居室から屋外にでるため、玄関ではなく、掃出し窓にスロープを設置する工事は対象となるか。

A 玄関の狭小等の理由があれば、玄関にスロープを設置する場合と同様に改造の対象となる。

【8玄関以外のスロープの屋根について】

Q 掃出し窓にスロープを設置する際、雨等によるすべりを解消するため、スロープに屋根をつける場合、屋根は対象となるか。

A スロープ設置工事に直接関係するものではないので対象外。雨等によるすべりの解消は、スロープ設置工事（表面に滑り止めのパターンを入れる等）にて対処すること。

【9玄関の段差解消に伴う床の解体費について】

Q 玄関の段差解消を行うため、スロープを設置する際にもともとある床を解体する必要がある場合、その床の解体費についても段差解消に必要な費用として対象となるか。

A スロープ設置工事に付帯するものとして対象となる。

【10段差解消機等の設置について】

Q 階段昇降機、段差解消昇降機設置は対象になるか。

A 階段、玄関それぞれの改造工事に付随して設置する場合であれば、付随する設備として対象となる。ただし、スロープを設置できない等、他に対処方法がない場合に限られるとともに、事前に、県に家の間取図、敷地配置図を提出のうえ、相談すること。

【11上がり框（かまち）の段差緩和工事について】

Q 上がり框の段差の緩和のため、式台を設置したり、上がり框の段差を2段にしたりする工事は対象となるか。

A 式台については、持ち運び可能なもの（固定しないもの）は、住宅の改造を伴うものではないので、対象外。持ち運び不可能なもの（固定してあるもの）は対象となる。

また、上がり框を2段にする工事は、段差の解消として対象となる。

【12土間を居間にすることは段差の解消となるか】

Q 店舗付き3階建て住宅の1階部分を、従来店舗として使用していた土間部分に高さ約20cm程度の根太を置き、その上に床を張って居室とする改造を計画している。身体状況から、2～3階に住めないことから、土間を居室にするものであるが段差の解消として対象となるか。

A 間取りの変更を伴い改築となるため、対象外。

【13手すりの取り替え工事について】

Q 住宅改造施行前に設置した手すり等が老朽化したことから、その手すり等を撤去し、手すり等を設置する場合は、対象になるか。

A 単に老朽化したとの理由であれば認められない。

【14既存のトイレとは別の場所にトイレを設置する場合について】

Q 屋外のトイレを屋内に新設する場合は対象になるか。

A 屋内に他にトイレがなく、増改築を伴わないものであれば対象となる。

Q 既存の和式トイレを改造するのではなく、居室の隣室を改造して洋式トイレを新たに設置する場合は、対象となるか。

A 単にトイレを増設するだけの工事であれば、対象外。

【15既設洋式便器への洗浄機能の取り付け工事について】

Q 既存の洋式便器の便座を、洗浄機能等が付加された洋式便器に取り替えた場合、対象になるか。

A 便器の取り替えは、和式から洋式への移行等、立ち上がるのが困難な理由による改造等を想定しているため、洗浄機能等のみを目的として、これらの機能が付加された便座に取り替える場合は対象外。

【16洋式便器の改造について】

Q 便座から立ち上がるのが困難な場合等に、既存の洋式便器の便座の高さを高くしたい場合、次の工事は対象となるか。

①洋式便器をかさ上げる工事

②便座の高さが高い洋式便器に取り替える場合

A ①は対象になる。②は既存の洋式便器が古くなったことにより新しい洋式便器に取り替えるという理由であれば、対象とはならないが、対象者の適した高さにするために取り替えるという適切な理由があれば、差し支えない。

【17洋式便器の向きを変える場合について】

Q 身体に適應するように現に使用している洋式便器の向きを変える工事を行う場合の工事費用は対象となるか。

A 対象となる。

【18トイレの改造に伴う付帯工事について】

- Q トイレを改造するにあたり、給排水管、洗浄機使用のための電気配線工事は対象となるか。
- A トイレ改造工事に付帯するものとして、対象となる。ただし、改造工事と直接かわるものであるかどうか慎重に判断すること。浄化槽の設置、電灯設備等は対象外。

【19ガスボイラー等の湯沸器について】

- Q 浴室を改造する場合に、ガスボイラー等の湯沸器は対象になるか。
- A 浴室改造工事に直接関係するものではないので対象外。

【20天井走行リフトの取り付け工事について】

- Q ベッドから浴室間の天井走行リフトの取り付け工事は対象になるか。
- A 固定式のものであれば対象。移動可能なものの設置は対象外。

【21引き戸の取り替え工事について】

- Q 既存の引き戸が重く開閉が容易でないため、引き戸を取り替える場合は、対象となるか。
- A 上記の理由であれば対象となる。ただし、既存の引き戸が古くなったからといって新しいものに取り替えるという理由であれば、対象外。

【22扉工事について】

- Q 扉そのものは取り替えないが、右開きの戸を左開きに変更する工事は対象となり得るか。
- A 扉そのものを取り替えない場合であっても、身体の状態にあわせて性能が変われば扉の取り替えとして対象となる。具体的には、右開きの戸を左開きに変更する場合、ドアノブをレバー式把手に変更する場合、戸車を設置する場合等が考えられる。

【23廊下に設置されている洗面台の移動に係る経費について】

- Q 車椅子での移動を円滑にするため、廊下に設置されていた洗面台を別の場所に移動するのに伴う工事（給排水管工事等）は対象となるか。
- A 住宅の改造にはあたらないので、対象外。

【24住宅改造工事が終了する前に、対象者が死亡した場合の取扱いについて】

- Q 改造中に対象者本人が死亡した場合には、改造している完成部分について対象としてよいか。
- A 死亡時に完成している部分まで対象として認める。

【25ユニットバスの経費について】

Q ユニットバスは住宅改造の経費として認めてよいか？

A ユニット型はすべて一体となっているので、見積が必要な部分と関係がない部分に分けてあれば、必要な部分について認められる。見積を分けることができなければ認められない。必要性の判断は市町村でお願いしたい。

3 申請手続等

【26改造完成後の申請について】

Q 改造完成後でも申請できるのか。

A 改造工事は、市町村の助成決定通知受領後に行うこととしているので、改造完成後の申請は認められない。

【27入院（入所）中の住宅改造について】

Q 入院中（施設入所含む）の者は対象となるのか。

A 助成制度は、在宅での自立促進等を目的としているため、入院中等は原則として対象外。ただし、入院中の者の退院日が間近で明確になっていれば、対象とする。